

第 34 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
くまもと県民交流館（物産、観光等に関する情報を提供する施設を除く。）	熊本市中央区大江六丁目24番19号	くまもと県民交流館管理運営共同企業体 代表者 九州総合サービス株式会社 代表取締役 尾池千佳子	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

（提案理由）

くまもと県民交流館条例（平成13年熊本県条例第57号）第12条第1項の規定に基づき、くまもと県民交流館（物産、観光等に関する情報を提供する施設を除く。）の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。